

◎新潟県告示第458号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

1 委託した事務

「ウィリアム・モリスと英国の壁紙展」前売観覧券販売等の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和2年4月1日から令和2年4月3日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI	新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社 代表取締役 高橋 徹
長岡市千秋3丁目278-14 近代美術館内 ミュージアムショップKINBI	
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、 ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 渡辺 浩幸

4 委託期間

令和2年4月1日から令和2年4月15日まで